

議案第 39 号

三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
次のとおり三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正
することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定によ
り、本議会の議決を求める。

平成10年3月10日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成10年3月20日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例

三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成6年三朝町条例第
19号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,190円」を「1,240円」に、「143円」を「148円」に、「1
53円」を「158円」に改める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行し、平成10年5月分の使用料から
適用する。